

## 「妙高市手話言語条例」の説明

(前文)

手話は音声言語である日本語とは異なり、手指や身体の動きを使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、必要な情報を取得し、コミュニケーションを円滑にするなど、社会生活を営む上で欠かせない言語として手話を大切に育んできました。このような中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として位置づけられました。

妙高市では、ろう者の意思疎通を支援するため手話通訳者等の派遣や育成に取り組むとともに、「妙高市民の心」の運動において、支援が必要なかたに手を差し伸べる取組を全市民を対象に推進していますが、ろう者がコミュニケーションに不安を感じることなく、地域の中で安心して暮らすためには、地域全体で手話言語に対する理解を一層深めるとともに、意思疎通を図りやすい環境を整えていく必要があります。

このように手話に対する理解がより重要となってきた状況を踏まえ、市民一人ひとりが手話の普及及びろう者への理解を深め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### 【説明】

本条例の制定の趣旨、意義について、前文として明らかにしたものです。

手話はろう者にとって、必要な情報を取得し、コミュニケーションを円滑にするなど、社会生活を営む上で欠かせない言語として育まれてきました。このような中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、我が国においても、平成23年に障害者基本法を改正し、平成26年に同条約を批准したことにより、手話が言語として位置づけられました。

第3次妙高市総合計画では、次の時代につなぐまちづくりを進めていくため、平成27年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、17の開発目標からなるSDGsの達成に向けた取り組みを進めています。

SDGsの基本理念は、「誰一人取り残さない」社会の実現にあります。

ろう者がコミュニケーションに不安を感じることなく、地域の中で安心して暮らすため、地域全体で手話が言語であることを理解するとともに、意思疎通を図りやすい環境を整えていく必要があります。市民一人ひとりが手話やろう者への理解を深め、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの認識に基づき、手話の普及及びろう者への理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【説明】

本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定され、手話とろう者に対する理解が深まりつつありますが、まだ十分とは言えません。

手話についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策の基本的事項を定め、推進することにより、ろう者が安心して手話でコミュニケーションを図ることができ、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現を、本条例の目的としています。

この条例をもとに市及び市民が相互に連携・協力し、それぞれが有する責務や役割を踏まえて行動するとともに、一体となって手話に関する施策を推進していくことを示しています。

(基本理念)

第2条 手話の普及及びろう者への理解の促進は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

【説明】

手話に関する基本理念について定めています。

手話の普及及びろう者への理解の促進は、手話が一つの言語であるという認識のもと、全ての市民や事業者が手話に関する施策を推進し、互いにその個性と人格を尊重することで、第1条に定める地域社会の実現に寄与することができます。

また、ろう者が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重されなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む上で、日本手話及び手指日本語を主なコミュニケーション手段として用いている耳の聞こえない者をいう。
- (2) 手話 日本手話（日本語と異なる文法体系を有し、手指の形及び動き並びに文法的な意味がある非手指の動きにより表現するもの）及び手指日本語（日本語を手指及び身体の動きを使い、手話の単語に置き換えていくもので、日本語の文法体系に合わせて表現するもの）をいう。

【説明】

この条例で使われている用語の内、明確にすべき用語について定義付けます。

第1号は、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む上で、日本手話を主なコミュニケーション手段として用いている耳の聞こえない者をろう者としています。

第2号は、手話の種類について定めています。

手話には、「日本手話」と「手指日本語」があります。日本手話とは、昔から伝えられてきた「伝統的手話」とも呼ばれるろう者同士のコミュニケーションの手段として使われている独自の文法体系を持つ言語です。

手指日本語とは、日本語に手話単語を一語一語合わせて考えられたものです。日本語の文章に合わせて手話の単語を並べていくため、中途失聴者や健聴者に受け入れやすい傾向があります。

(市の責務)

第4条 市は、第2条の基本理念に基づき、手話の普及及びろう者への理解の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

【説明】

市の責務について定めています。

市は、基本理念に基づいて、手話の普及と聴覚障がいの特性やろう者への正しい理解の促進を図るために必要な施策を推進することを定めたものです。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、手話やろう者に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力し、全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境の整備に努めるものとする。

## 【 説明 】

市民及び事業者が担うべき役割について定めています。

全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、市民及び事業者が手話やろう者に対する理解を深めることが必要です。

手話に関する施策の推進にあたっては、市民及び事業者の協力が必要不可欠であり、両者が積極的に手話に関する施策の推進に協力するよう努めるとともに、事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備といった合理的配慮に努めることを定めたものです。

なお、市民の範囲については、市内に在住し、在勤し、又は在学する者を指します。事業者の範囲については、市内の医療機関をはじめとして、販売業、飲食業、製造業、金融業その他事業を行う者及び市内で活動する団体等を指します。

### (施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話の普及及びろう者に対する理解の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話通訳者等の養成、派遣及びその活動環境の充実にに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

## 【 説明 】

市が行う施策の推進について定めたものです。

第1号は、手話の普及やろう者への理解・配慮を促すため、研修会等の開催や広報誌・ホームページ等での周知啓発に関する施策

第2号は、市役所窓口等における手話による応対やホームページ等において手話による情報発信及び取得に関する施策

第3号は、手話通訳者等の派遣や配置といった手話による意思疎通の支援に関する施策

第4号は、手話通訳者等の育成・確保に向けた養成講座の開催及び派遣、その活動環境の充実にに関する施策

第5号は、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(緊急時及び災害時の対応)

第7条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

【説明】

緊急時及び災害時の対応について定めています。

市は、緊急時及び災害時において、緊急メールでの発信や市ホームページへの掲載、地域での見守り体制の構築など、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通を図ることができるように努めるものです。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置について定めています。

なお、予算措置については、事業化の効果などを検討したうえで、財政状況を踏まえて、措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第9条 市は、ろう者等の特性に応じた手話、要約筆記その他の意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

ろう者や手話を使えない聴覚障がい者に対しても、個人の特性に応じた意思疎通に必要な支援及び措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

この条例の施行に関し、必要な事項については、市長が別に定めることとします。